

# 一般社団法人日本内分泌学会

## 東海支部規約

### (総則)

- 第 1 条 本規約は一般社団法人日本内分泌学会(以下本学会)定款ならびにその細則を基調とし、東海支部(以下本支部)に関する規定とする。
- 第 2 条 本支部を一般社団法人日本内分泌学会東海支部と定める。
- 第 3 条 本支部の事務局を本支部幹事会の指定する場所に置く。事務局は当支部における庶務および会計全般を処理する。事務局に事務局長を置く。事務局長は支部評議員の中から支部会長が指名し幹事会において承認する。

### (目的)

- 第 4 条 本支部は東海地方における内分泌学に関する研究および診療の発展ならびに内分泌学について広く啓蒙を行うことを主たる目的とする。

### (会員)

- 第 5 条 本支部は東海地方(愛知、岐阜、静岡、三重の 4 県と定める)に在住する支部会員および賛助会員により構成する。本支部会員は日本内分泌学会会員のうち、東海地方において勤務または在住するもの全員により構成される。
- 第 6 条 賛助会員は本支部の目的に賛同し、賛助会費を納入した個人又は団体とする。
- 第 7 条 賛助会員の会費は本支部幹事会で立案し、支部評議員会、総会の承認を得る。

### (役員)

- 第 8 条 本支部に以下の役員をおく。
- |       |                 |
|-------|-----------------|
| 支部会長  | 1 名             |
| 副支部会長 | 2 名             |
| 幹事    | 12 名またはそれ以下     |
| 監事    | 2 名             |
| 支部評議員 | 下記の第 11 条に従う定員。 |

### (役員を選任)

- 第 9 条 支部会長、副支部会長は幹事会で選出後、支部評議員会、総会の承認を得るものとする。
- 第 10 条 幹事および監事は評議員による互選または支部会長の推薦によりそれぞれ選出される。
- 第 11 条 支部評議員は本学会の評議員により構成される。

### (役員職務)

- 第 12 条 支部会長は本支部の業務を総括し、支部を代表する。
- 第 13 条 副支部会長は支部長を補佐するものとする。
- 第 14 条 本支部幹事会は支部会長、副支部会長、幹事、監事により構成する。
- 第 15 条 支部評議員は支部評議員会を組織して、支部会長ならびに幹事会の諮問事項、その他本支部の運営に関する事項を審議する。

### (役員任期)

- 第 16 条 支部会長の任期は 2 年とし再任は 1 回を限度とする。副支部会長、幹事および監事の任期は 2 年とし、いずれも再任可能とする。
- 第 17 条 役員は満 65 才の誕生日を迎えた後の改選時を以て、任期満了とする。

### (支部幹事会、評議員会)

- 第 18 条 支部幹事会・評議員会は支部会長が必要時随時招集する。幹事会および評議員会の決議は出席委員の過半数による。

### (総会)

第 19 条 総会は学術集会時に開催する。総会の議長は学術集会長が兼ねる。総会では支部幹事会、評議員会の審議事項を審議・議決する。決議は出席会員の過半数により承認される。

(会費の徴収)

第 20 条 本支部学術集会参加費を支部会費に充てる。

(学術集会)

第 21 条 本支部学術集会の参会費は幹事会で定める。

第 22 条 本支部の学術集会は年 1 回以上開催する。

第 23 条 学術集会の会長の選出は幹事会において行う。

第 24 条 学術集会の内容については原則的に会長に一任する。

第 25 条 学術集会で発表するものは本学会員であることを原則とする。

(経過措置)

第 26 条 従来から各組織で運営されている種々の内分泌代謝関連の研究会を、一般社団法人日本内分泌学会東海支部共催あるいは一般社団法人日本内分泌学会東海支部認定とし、過渡的に存続させる。共催あるいは認定については幹事会においてその申請を協議しその可否を決定する。将来的にはこれらの研究会を可及的に整理・統合し、本支部の学術集会として再構成するよう幹事会で調整する。

(会計)

第 27 条 本支部の運営には以下の資金をあてる。

1. 学術集会参加費
2. 賛助会費
3. その他の収入

第 28 条 監事 2 名を置き、年度会計は監事の監査を経た後に支部評議員会、総会に諮り、承認を得るものとする。

第 29 条 会計年度は毎年 2 月 1 日に始まり、1 月 31 日に終了する

本規約は 2000 年 12 月 18 日より発効する。

改正：2004 年 3 月 14 日 改正：2007 年 3 月 31 日

改正：2008 年 2 月 23 日 改正：2013 年 4 月 18 日

改正：2015 年 9 月 26 日 改正：2018 年 10 月 14 日

## 日本内分泌学会東海支部 支部役員選出施行細則

1. 支部役員(支部評議員を除くもの)選挙は任期満了年度内に実施する。
2. 支部役員候補者は支部長の推薦または支部評議員 1 名以上の推薦により候補者リストに掲載する。
3. 上記の候補者を対象に支部評議員による選挙を行い、投票数の上位の者から役員定数分(17 名)を当選とする。
4. 役員候補者の公募期間および選挙の投票期間は各々 2 週間とし、当該年度の 7 月 31 日時点で在籍する評議員が選挙権および被選挙権をもつ。投票は評議員の過半数により成立する。
5. 選挙に関する庶務は事務局が担当し、選挙日程等実施上の細部は支部長と協議の上決定する。開票は支部長あるいは副支部長および支部長の指名した役員以外の評議員 2 名の合計 3 名の立ち会いにて行う。
6. 支部会を構成する県に役員が一名もない場合、支部長は必要に応じて当該県の日本内分泌学会支部評議員に対しオブザーバーとして支部幹事会への陪席を要請することが出来る。オブザーバーは幹事会における議決権は有しない。

本細則は 2004 年 4 月 1 日より発効する。

改正：2018 年 10 月 14 日